

開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
(1頁上段) ○被処分者の学部以外の「所属」 ○被処分者の「氏名」 ○被処分者の「年齢」	東京都情報公開条例 第7条第2号及び 第6号	・被処分者の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるものであるため。 ・東京都公立大学法人（以下「法人」という。）における懲戒処分の被処分者の氏名は、東京都公立大学法人教員の懲戒手続に関する規則の規定する場合に限り公表できるととされており、氏名や被処分者を特定することが可能な情報を開示することにより、法人の人事管理に対する教職員からの信頼を損ね、人事管理に支障を及ぼす恐れがあるとともに、法人の自主性・自律性を尊重した都と法人の信頼関係に基づく適切な法人運営支援に支障を及ぼすおそれがあるため。
(1頁中下段) ○「経緯」のうち、報道発表資料で公表していない記述	東京都情報公開条例 第7条第2号及び 第6号	・被処分者の個人に関する情報で、他の情報と結びつけることで特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 ・法人における懲戒処分の検討は、本来公表をしないことを前提として行われており、その検討過程に係る具体的な情報を開示することにより、法人の今後の懲戒処分における正確な事実の確認及び公正性の確保、並びに法人の自主性・自律性を尊重した都と法人の信頼関係に基づく適切な法人運営支援に支障を及ぼすおそれがあるため。
(2頁上中段) ○懲戒処分の検討内容	東京都情報公開条例 第7条第6号	・法人における懲戒処分の検討は、本来公表をしないことを前提として行われており、その検討過程に係る具体的な情報を開示することにより、法人の今後の懲戒処分における正確な事実の確認及び公正性の確保、並びに法人の自主性・自律性を尊重した都と法人の信頼関係に基づく適切な法人運営支援に支障を及ぼすおそれがあるため。